



令和8年
4月1日から

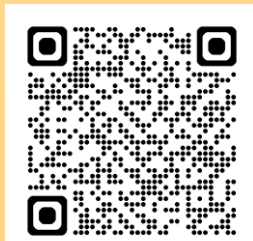
『こども誰でも通園制度』 が始まります♪



利用には、システムで
事前申請・面談が必要です。
詳しくは、市ホームページ
(随時更新)をご覧ください。



亀山市ホームページ



総合支援システム
(こども家庭庁)

【対象】
生後6か月～
満3歳未満の
未就園のお子さん

【問合せ先】
子ども政策課保育サポートグループ
☎0595-96-8822

